

主 文

被告人を拘禁刑 2 年に処する。

この裁判が確定した日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

令和 7 年 8 月 2 5 日付け起訴状記載の公訴事実につき、「被告人 A」及び「被告人 A」とあるのをいずれも「被告人」と、「被告人 B」及び「被告人 B」とあるのをいずれも「分離前の相被告人 B」と、「被告人両名は、共謀の上」とあるのを「被告人は、分離前の相被告人 B と共謀の上」とそれぞれ改めるほか、同公訴事実（以下「第 1 事実」という。）及び同年 1 1 月 2 1 日付け起訴状記載の公訴事実（以下「第 2 事実」という。）のとおりであるから、これらを引用する。

(法令の適用)

1 罰条

第 1 事実の所為

刑法 6 0 条、1 9 5 条 1 項

第 2 事実の所為

刑法 1 9 5 条 1 項

2 併合罪の処理

刑法 4 5 条前段、4 7 条本文、1 0 条（犯情の重い第 1 事実の罪の刑に法定の加重）

3 執行猶予

刑法 2 5 条 1 項

(求刑・拘禁刑 2 年)

令和 8 年 1 月 2 6 日

大阪地方裁判所第 1 刑事部

裁判官 加 藤 陽

(令和7年8月25日付け起訴状記載の公訴事実)

被告人Aは、大阪府警部補として大阪府警察本部刑事部捜査第四課に勤務し、司法警察員として犯罪捜査等の職務を行い、令和7年7月15日に大阪市a区bc丁目d番e号fにおいて実施した職業安定法違反に関する捜索差押え等の手続に際し、同手続を総括していたもの、被告人Bは、大阪府巡査部長として同課に勤務し、司法警察員として犯罪捜査等の職務を行い、同手続に従事していたものであるが、被告人Bは、同日午後9時18分頃から同日午後9時29分頃までの間、同所において、前記捜索差押え等をしていた際、同所にいた同法違反の被疑者であったC（当時22歳）に対し、その頭髪をつかんで引っ張った上、平手でその顔面や頭部を多数回殴り、拳でその腹部等を多数回殴るなどし、更に被告人兩名は、共謀の上、同日午後9時30分頃から同日午後10時7分頃までの間に、同所において、前記Cに対し、被告人Aが、左手でその顎を押し上げ、手やファイルでその顔面を左右に押し、右手でその前額部を押して前記Cをソファに押し倒し、被告人Bが、拳でその腹部や顔面等を多数回殴り、その腹部を蹴るなどの暴行を加え、もって警察の職務を行う者が、その職務を行うに当たり、被疑者に対して暴行したものである。

(令和7年11月21日付け起訴状記載の公訴事実)

被告人は、大阪府警部補として大阪府警察本部刑事部捜査第四課に勤務し、司法警察員として犯罪捜査等の職務を行い、令和7年7月15日に大阪市a区bc丁目d番e号fにおいて実施した職業安定法違反に関する捜索差押え等の手続に際し、同手続を総括していたものであるが、同日午後10時4分頃から同日午後10時11分頃までの間、同所において、先に捜索差押許可状に基づいて同法違反の被疑者であったD（当時23歳）から携帯電話機等を差し押さえ、引き続き同携帯電話機のパスコードを確認していた際、同人に対し、右手の拳でその前額部を後方に押し、右手でその顎をつかんで押し上げ、右手の平手でその左頬を押しなどの暴行を加え、もって警察の職務を行う者が、その職務を行うに当たり、被疑者に対して暴行した

ものである。